

議案第 30 号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化、スポーツ施設、コミュニティ施設及び夜間照明施設の廃止等に伴う改正

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 飛驒市学校開放施設の使用料の表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 飛驒市学校開放施設の使用料

行政財産の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6：00—8：00	8：00—12：00	13：00—17：00	18：00—22：00	
古川中学校	屋内運動場	—	820	820	820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、半面使用の額とする。 2 照明料
	柔剣道場	—	590	590	590	
	卓球場	—	590	590	590	
	グラウンド	410	820	820	820	
神岡小学校	屋内運動場	—	820	820	820	屋内運動場 1時間あたり460円
神岡中学校	グラウンド	410	820	820	820	
古川小学校	屋内運動場	—	820	820	820	屋内運動場照明料は半面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり940円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。
古川西小学校	グラウンド	410	820	820	—	
河合小学校						
宮川小学校						
山之村小中学校						

別表第2の1 公の施設の使用料(2)コミュニティー施設の表を次のように改め

る。

(2) コミュニティ施設

公の施設の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8 : 30 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	18 : 00 —22 : 00	
高齢者活動・生 活支援促進機械 施設	第1研修室	円 730	円 830	円 830	
	第2研修室	730	830	830	
大無雁コミュニ ティセンター	集会室	600	690	690	
	調理室	190	220	220	
	研修室1	250	290	290	
	研修室2	300	350	350	
	和室	70	80	80	
	図書談話室	100	120	120	
西忍コミュニテ ィセンター	大 全面（ステージ除 会く）	660	750	750	
	議 ステージ 室	200	220	220	
	調理室	150	170	170	
	和室1	220	250	250	
	和室2	200	220	220	
宮川町高齢者コ ミュニティセン ター	大 全面（ステージ除 会く）	580	660	660	
	議 ステージ 室	160	190	190	
	調理室	200	220	220	
	研修室1	250	290	290	
	研修室2	300	350	350	

	会議室	170	200	200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室(1階)	260	300	300	
	多目的室	400	450	450	
	大会議室(2階)	900	1,020	1,020	
夢館	会議室	180	210	210	
	和室大	580	660	660	
	和室小	170	200	200	
上村地区コミュニティ施設	アリーナ	640	730	730	
	和室	150	170	170	
	調理室	170	200	200	
神和荘	1階 和室	170	200	200	
	1階 台所	200	220	220	
	2階 和室	460	520	520	
神岡町ふれあいセンター	大会議室 全面(ステージ除く)	1,130	1,290	1290	
	議室 半面A	600	680	680	
	室 半面B	530	610	610	
	ステージ	120	140	140	
	中会議室	360	420	420	
	小会議室	240	280	280	
	和室1	160	180	180	
	和室2	190	220	220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円			

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第2の1公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表を次のように改める。

(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6：00	8：00	13：00	18：00	
		—8：00	—12：00	—17：00	—22：00	
古川トレーニングセンター	体育室	円	円	円	円	1 体育室については、 片面使用の額とする。
	ステージ	—	820	820	820	2 照明料
	多目的トレーニング室	—	820	820	820	体育室 1時間あたり 460円 体育室照明料は片面使用の額とする。 ステージ・多目的トレーニング室 使用料に含む。
古川町森林公園	テニスコート(1面につき)	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
	キャンプ場	テントサイト	1区画あたり3,980円			1 1日は24時間以内とする。
		車両乗入れ	1台あたり1,240円			
	野球場	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料
	陸上競技場	660	1,300	1,300	1,300	野球場 1時間あたり 2,010円 陸上競技場 1時間あたり2,010円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間あたり2,010円

	ミーティング グループ	170	350	350	350	1 照明料 使用料に含 む。
	グラウンド ゴルフ場	660	1,300	1,300	—	
増島児童公園グ ラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1 時間あた り 940円
杉崎公園グラウ ンド	—	2,490	4,970	4,970	4,970	1 照明料 1 時間あた り 1,540円
杉崎ゲートボー ル場	ゲートボー ル場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あた り 460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あた り 460円
角川体育館	—	—	820	820	820	
稲越健康管理セ ンター	体力テスト 室	—	350	350	350	1 照明料 使用料に含 む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あた り 1,540円
	ゲートボー ル場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	—	
元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あた り 1,540円
角川グラウンド	—	410	820	820	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あた り 460円
宮川スポーツ公 園施設	多目的グラ ウンド	330	650	650	650	1 多目的グラウンド については、片面使用 の額とする。

						2 照明料 1 時間あたり 770 円 照明料は片面使用の額とする。
	テニスコート (1 面あたり)	410	820	820	—	
宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1 使用料は、ゲートボール 1 面あたりとする。 2 照明料 1 時間あたり 460 円
坂下体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり 460 円
坂下グラウンド	—	290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	290	590	590	—	
種蔵広場	グラウンド	290	590	590	—	
サン・ビレッジ 神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、片面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1 時間あたり 460 円 アリーナ照明料は片面使用の額とする。 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		350	350	350	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、片面使用の額とする。 2 照明料
	卓球場		590	590	590	
	柔道場		590	590	590	

	剣道場		590	590	590	体育室 1 時間あたり 460円 体育室照明料は片面使用の額とする。 卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・障がい者・70歳以上は、100円とする。
	会議室		350	350	350	
	トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1 回につき100円			
	公開使用(体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室)		200	200	200	
釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1 時間あたり2,010円
山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
山田グラウンド	—	410	820	820	—	
神岡東グラウンド	—	410	820	820	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高 校 生 以 上			—
	宮川プール		110円			
	旭ヶ丘プール		中 学 生 以 下 60円 幼児 無料			
飛騨かわいスキー場	第2リフト、 第3リフト、 第4リフト	—	—	—	—	1 リフト券 (1) 1 回券 300円 (2) 12回券 3,000円

	及び第 5 リフト					(3) 午前券 3,000円 (4) 午後券 3,000円 (5) 1 日券 4,100円 (6) シーズン券 35,000円 2 リフト券は各リフト 共通とし、午前券、午後 券、1 日券、シーズン券 は、購入者本人に限り 有効とする。
--	-----------	--	--	--	--	---

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第 2 の 2 公の施設の入館料の表中「20%」を「50%」に改める。

第 2 条 飛驒市使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 公の施設の使用料の表を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

1 公の施設の使用料

(1) コミュニティ施設

公の施設の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8 : 30 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	18 : 00 —22 : 00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第 1 研修室	円 730	円 830	円 830	
	第 2 研修室	730	830	830	

大無雁コミュニティセンター	集会室		600	690	690	
	調理室		190	220	220	
	研修室 1		250	290	290	
	研修室 2		300	350	350	
	和室		70	80	80	
	図書談話室		100	120	120	
西忍コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	660	750	750	
		ステージ	200	220	220	
	調理室		150	170	170	
	和室 1		220	250	250	
	和室 2		200	220	220	
宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	580	660	660	
		ステージ	160	190	190	
	調理室		200	220	220	
	研修室 1		250	290	290	
	研修室 2		300	350	350	
	会議室		170	200	200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1 階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	
	大会議室（2 階）		900	1,020	1,020	
夢館	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
	和室小		170	200	200	
上村地区コミュニティ施設	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
	調理室		170	200	200	
神和荘	1 階 和室		170	200	200	

	1 階 台所		200	220	220
	2 階 和室		460	520	520
神岡町ふれあい センター	大会 議室	全面（ステージ 除く）	1,130	1,290	1,290
		半面 A	600	680	680
		半面 B	530	610	610
		ステージ	120	140	140
	中会議室		360	420	420
	小会議室		240	280	280
	和室 1		160	180	180
	和室 2		190	220	220
	身障リハビリ室		1 人 1 回につき 100 円		
	古川町コミュニ ティセンター	大会 議室	全面（ステージ 除く）	円	円
			2,790	3,190	3,190
半面 A			1,380	1,580	1,580
半面 B			1,410	1,610	1,610
		ステージ	360	420	420
視聴覚室		570	660	660	
研修室 2 号		670	770	770	
実習室		500	570	570	
小会議室		410	470	470	
2 階和室		370	430	430	
調理室		640	730	730	
研修 室 3 号		全面	640	730	730
		半面 A	260	290	290
		半面 B	380	440	440
3 階和室 A		480	550	550	
3 階和室 B		350	400	400	

	3 階和室 C	350	400	400	
河合町コミュニティセンター	児童室	260	290	290	
	第 1 研修室	480	550	550	
	第 2 研修室	340	390	390	
	第 3 研修室	400	450	450	
	高齢者研修室	260	300	300	
	婦人研修室	260	300	300	
	視聴覚室	390	440	440	
	図書室	280	320	320	
	相談室	390	440	440	
	調理実習室	470	540	540	
	大会議室	全面（ステージ除く）	1,660	1,900	1,900
		ステージ	230	270	270
宮川町コミュニティセンター	会議室 1	480	550	550	
	会議室 2	480	550	550	
	会議室 3	480	550	550	
神岡町コミュニティセンター	ホール	全面（舞台含む）	3,320	3,800	3,800
		舞台	1,170	1,340	1,340
	料理教室		550	630	630
	和室 1		230	260	260
	和室 2		290	330	330
	和室 3		230	260	260
	作業室		330	380	380
	控室		340	390	390
	大会議室	会議室 1	450	510	510
		会議室 2	450	510	510
		会議室 3	450	510	510
	小会議室		270	310	310

古川町千代の松 原コミュニティ センター	大 会 議室	全面（ステージ 除く）	1,210	1,390	1,390
		ステージ	200	220	220
	中会議室		820	940	940
	小会議室		330	380	380
	中和室		420	480	480
	小和室		130	140	140
	教養室 1		180	210	210
	教養室 2		180	210	210
	第 1 会 議 室	全面	720	840	840
		半面A	360	420	420
		半面B	360	420	420
	第 2 会議室		270	310	310
神岡町釜崎コミ ュニティセンタ ー	陶芸室		680	780	780
	電 気 炉	素焼き	1 回あたり 730円		
		本焼き	1 回あたり 1,460円		

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6 : 00	8 : 00	13 : 00	18 : 00	
		— 8 : 00	— 12 : 00	— 17 : 00	— 22 : 00	
古川トレーニング		円	円	円	円	1 体育室については、

グセセンター	体育室	—	820	820	820	半面使用の額とする。	
	ステージ		350	350	350	2 照明料	
	多目的トレーニング室		820	820	820	体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 ステージ・多目的トレーニング室 使用料に含む。	
古川町森林公園	テニスコート(1面につき)	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円	
	キャンプ場	テントサイト	1区画あたり3,980円			1 1日は24時間以内とする。	
		車両乗入れ	1台あたり1,240円				
	野球場		660	1,300	1,300	1,300	1 照明料
	陸上競技場		660	1,300	1,300	1,300	野球場 1時間あたり2,010円 陸上競技場 1時間あたり2,010円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間あたり2,010円	
	ミーティングルーム	170	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。	
	グラウンドゴルフ場	660	1,300	1,300	—		
増島児童公園グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり940円	
杉崎公園グラウンド	—	2,490	4,970	4,970	4,970	1 照明料 1時間あたり	

ンド						り 1,540円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 460円
角川体育館	—	—	820	820	820	
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1時間あたり 1,540円
	ゲートボール場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	—	
元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1時間あたり 1,540円
角川グラウンド	—	410	820	820	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 460円
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	330	650	650	650	1 多目的グラウンドについては、半面使用の額とする。 2 照明料 1時間あたり 770円 照明料は半面使用の額とする。
	テニスコート(1面あたり)	410	820	820	—	

宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり460円
坂下体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
坂下グラウンド	—	290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	290	590	590	—	
種蔵広場	グラウンド	290	590	590	—	
サン・ビレッジ 神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、半面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり460円 アリーナ照明料は半面使用の額とする。 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		350	350	350	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング シャワー
	卓球場		590	590	590	
	柔道場		590	590	590	
	剣道場		590	590	590	
	会議室		350	350	350	
	トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1回につき100円			

	公開使用(体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室)		200	200	200	グ室 使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・障がい者・ 70歳以上は、100円とする。
釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間あたり2,010円
山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
山田グラウンド	—	410	820	820	—	
神岡東グラウンド	—	410	820	820	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高 校 生 以 上 110円 中 学 生 以 下 60円 幼児 無料	—	—	
	宮川プール					
	旭ヶ丘プール					
飛騨かわいスキー場	第2リフト、 第3リフト、 第4リフト 及び第5リフト	—	—	—	—	1 リフト券 (1) 1回券 300円 (2) 12回券 3,000円 (3) 午前券 3,000円 (4) 午後券 3,000円 (5) 1日券 4,100円 (6) シーズン券 35,000円 2 リフト券は各リフト

						共通とし、午前券、午後券、1日券、シーズン券は、購入者本人に限り有効とする。
--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(3) 文化施設

公の施設の名称	区分		使用料			備考
			午前	午後	夜間	
			8 : 30	13 : 00	18 : 00	
			—12 : 00	—17 : 00	—22 : 00	
古川郷土民芸会館	工房		円 1,250	円 1,460	円 1,460	
	電気炉	素焼き	1 回あたり 730円			
		本焼き	1 回あたり 1,460円			
飛騨の山樵館	展示室 1		1,880	2,090	—	
飛騨市美術館	研修室		1,780	1,990	1,990	
	展示室 2		5,340	6,070	—	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(4) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名称	区分		使用料			備考
			午前	午後	夜間	

			8 : 30 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	18 : 00 —22 : 00	
古川町総合保健 福祉センター	集 会 室	全面（ステージ除 く）	円 620	円 710	円 710	1 飛驒市古川町総 合保健福祉センタ ー条例（平成16年 飛驒市条例第113 号）第7条に規定 する者が使用する 場合は、この表に 定める額の3倍の 額とする。
		ステージ	210	240	240	
	研修室		620	710	710	
	教養娯楽室 A		150	170	170	
	教養娯楽室 B		150	170	170	
	多目的ルーム		3,460	3,960	3,960	
	ボランティアルーム		530	610	610	
	母子福祉室		480	550	550	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(5) 高度情報センター

公の施設の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		9 : 00 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	18 : 00 —22 : 00	
高度情報センタ ー	情報発信室	円 1,250	円 1,670	円 1,670	
	メディア編集室	410	520	520	
	情報交流広場	2,090	2,820	2,820	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端

数を切り捨てた額とする。

別表第2の3 公の施設附属設備使用料の表中「神岡町公民館」を「神岡町コミュニティセンター」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛騨市使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(第1条) 飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案						
本則・附則 略 別表第1 (第2条関係) 1 飛騨市学校開放施設の使用料							本則・附則 略 別表第1 (第2条関係) 1 飛騨市学校開放施設の使用料						
行政財産の 名称	区分	使用料				備考	行政財産の 名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間				早朝	午前	午後	夜間	
		6:00	8:00	13:00	18:00				6:00	8:00	13:00	18:00	
		—	—	—	—				—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	22:00				8:00	12:00	17:00	22:00	
古川中学校	屋内運動場	—	円 820	円 820	円 820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、半面使用の額とする。 2 照明料	古川中学校	屋内運動場	—	円 820	円 820	円 820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、半面使用の額とする。 2 照明料
	柔剣道場		590	590	590			柔剣道場		590	590	590	
	卓球場		590	590	590			卓球場		590	590	590	
	グラウンド	410	820	820	820			グラウンド	410	820	820	820	
河合小学校 宮川小学校 神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	820	820	820	屋内運動場 1時間あたり460円 屋内運動場照明料は半面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり940円	神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	820	820	820	屋内運動場 1時間あたり460円 屋内運動場照明料は半面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり940円
	グラウンド	410	820	820	820			グラウンド	410	820	820	820	
古川小学校 古川西小学校	屋内運動場	—	820	820	820		古川小学校 古川西小学校	屋内運動場	—	820	820	820	
山之村小中学校	グラウンド	410	820	820	820		河合小学校 宮川小学校 山之村小中学校	グラウンド	410	820	820	820	

						古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。
吉城高等学校運動場夜間照明施設	照明施設		1 時間あたり2,010円			
飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設	照明施設	全灯	1 時間あたり4,020円			
		野球場	1 時間あたり2,010円			
		サッカー場	1 時間あたり2,010円			

別表第2 (第2条関係)

1 公の施設の使用料

(2) コミュニティー施設

公の施設の 名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
高齢者活動・生活 支援促進 機械施設	第1研修室	円 730	円 830	円 830	
	第2研修室	730	830	830	
大無雁コ ミュニテ ィーセン ター	集会室	600	690	690	
	調理室	190	220	220	

[illegible]

別表第2 (第2条関係)

1 公の施設の使用料

(2) コミュニティ施設

公の施設の 名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
高齢者活 動・生活 支援促進 機械施設	第1研修室	円 730	円 830	円 830	
	第2研修室	730	830	830	
<u>大無雁コ</u> <u>ミュンテ</u> <u>イセンタ</u> <u>ー</u>	集会室	600	690	690	
	調理室	190	220	220	

		研修室 1	250	290	290	
		研修室 2	300	350	350	
		和室	70	80	80	
		図書談話室	100	120	120	
<u>西忍コミュニティセンター</u>	大会 議室	全面（ステージ除く）	660	750	750	
		ステージ	200	220	220	
		調理室	150	170	170	
		和室 1	220	250	250	
		和室 2	200	220	220	
<u>坂下生活改善センター</u>		<u>生活技術改善研究室</u>	<u>760</u>	<u>870</u>	<u>870</u>	
		<u>研修室 1</u>	<u>310</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	
		<u>研修室 2</u>	<u>260</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	
<u>宮川町高齢者コミュニティセンター</u>	大会 議室	全面（ステージ除く）	580	660	660	
		ステージ	160	190	190	
		調理室	200	220	220	
		研修室 1	250	290	290	

		研修室 1	250	290	290	
		研修室 2	300	350	350	
		和室	70	80	80	
		図書談話室	100	120	120	
<u>西忍コミュニティセンター</u>	大会 議室	全面（ステージ除く）	660	750	750	
		ステージ	200	220	220	
		調理室	150	170	170	
		和室 1	220	250	250	
		和室 2	200	220	220	
<u>坂下生活改善センター</u>			—	—	—	
			—	—	—	
			—	—	—	
<u>宮川町高齢者コミュニティセンター</u>	大会 議室	全面（ステージ除く）	580	660	660	
		ステージ	160	190	190	
		調理室	200	220	220	
		研修室 1	250	290	290	

	研修室 2		300	350	350	
	会議室		170	200	200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1 階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	
	大会議室（2 階）		900	1, 020	1, 020	
夢館	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
	和室小		170	200	200	
<u>上村地区 コミュニ ティー施 設</u>	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
	調理室		170	200	200	
神和荘	1 階 和室		170	200	200	
	1 階 台所		200	220	220	
	2 階 和室		460	520	520	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	1, 130	1, 290	1, 290	
		半面 A	600	680	680	
		半面 B	530	610	610	

	研修室 2		300	350	350	
	会議室		170	200	200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1 階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	
	大会議室（2 階）		900	1, 020	1, 020	
夢館	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
	和室小		170	200	200	
<u>上村地区 コミュニ ティ施設</u> ー	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
	調理室		170	200	200	
神和荘	1 階 和室		170	200	200	
	1 階 台所		200	220	220	
	2 階 和室		460	520	520	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	1, 130	1, 290	1, 290	
		半面 A	600	680	680	
		半面 B	530	610	610	

資 料

	ステージ	120	140	140
中会議室		360	420	420
小会議室		240	280	280
和室 1		160	180	180
和室 2		190	220	220
身障リハビリ室		1 人 1 回につき100円		

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(3) スポーツ施設

公の施設 の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00- 8:00	8:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
古川トレーニングセンター	体育室	—	円 820	円 820	円 820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 ステージ・多
	ステージ		350	350	350	
	多目的トレーニング室		820	820	820	

	ステージ	120	140	140
中会議室		360	420	420
小会議室		240	280	280
和室 1		160	180	180
和室 2		190	220	220
身障リハビリ室		1 人 1 回につき100円		

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(3) スポーツ施設

公の施設 の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00- 8:00	8:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
古川トレーニングセンター	体育室	—	円 820	円 820	円 820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 ステージ・多
	ステージ		350	350	350	
	多目的トレーニング室		820	820	820	

資 料

						目的トレーニング室 使用料に含 む。	
古川町 森 林 公 園	テニスコ ート（１面に つき）		410	820	820	820	1 照 明 料 １時間あた り460円
	キ ャ ン プ 場	テント サイト	1 区画あたり3,980円				1 １日は24 時間以内と する。
		車両乗 入れ	1 台あたり1,240円				
	野球場		660	1,300	1,300	1,300	1 照 明 料 野 球 場 １ 時間あたり 2,010円
	陸上競技場		660	1,300	1,300	1,300	陸上競技場 １時間あた り2,010円
サン・ス ポー ツ ランド ふるか わ	グラウンド		1,240	2,490	2,490	2,490	1 照 明 料 １時間あた り2,010円
	ミーティ ンググル ーム		170	350	350	350	1 照 明 料 使用料に含 む。
	グラウンド ゴルフ場		660	1,300	1,300	—	
増 島 児 童 公 園 グ ラ ウ ン ド	—		410	820	820	820	1 照 明 料 １時間あた り940円
杉 崎 公 園 グ ラ ウ ン ド	—		2,490	4,970	4,970	4,970	1 照 明 料 １時間あた り1,540円

						目的トレーニング室 使用料に含 む。	
古川町 森 林 公 園	テニスコ ート（１面に つき）		410	820	820	820	1 照 明 料 １時間あた り460円
	キ ャ ン プ 場	テント サイト	1 区画あたり3,980円				1 １日は24 時間以内と する。
		車両乗 入れ	1 台あたり1,240円				
	野球場		660	1,300	1,300	1,300	1 照 明 料 野 球 場 １ 時間あたり 2,010円
	陸上競技場		660	1,300	1,300	1,300	陸上競技場 １時間あた り2,010円
サン・ス ポー ツ ランド ふるか わ	グラウンド		1,240	2,490	2,490	2,490	1 照 明 料 １時間あた り2,010円
	ミーティ ンググル ーム		170	350	350	350	1 照 明 料 使用料に含 む。
	グラウンド ゴルフ場		660	1,300	1,300	—	
増 島 児 童 公 園 グ ラ ウ ン ド	—		410	820	820	820	1 照 明 料 １時間あた り940円
杉 崎 公 園 グ ラ ウ ン ド	—		2,490	4,970	4,970	4,970	1 照 明 料 １時間あた り1,540円

資 料

杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
角川体育館	—	—	820	820	820	
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あたり1,540円
	ゲートボール場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり940円
元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あたり1,540円
角川グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり940円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円

杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
角川体育館	—	—	820	820	820	
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あたり1,540円
	ゲートボール場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	—	—
元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1 時間あたり1,540円
角川グラウンド	—	410	820	820	—	—
—	—	—	—	—	—	—
角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円

資料

宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	330	650	650	650	1 多目的グラウンドについては、半面使用の額とする。 2 照明料 1 時間あたり 770円 照明料は半面使用の額とする。	宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	330	650	650	650	1 多目的グラウンドについては、半面使用の額とする。 2 照明料 1 時間あたり 770円 照明料は半面使用の額とする。
	テニスコート（1面あたり）	410	820	820	—			テニスコート（1面あたり）	410	820	820	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	410	820	820	820	1 半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1 時間あたり940円							
宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1 時間あたり460円	宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1 時間あたり460円

資 料

坂下体育館		—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
坂下グラウンド		290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1 時間あたり940円
種蔵広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1 時間あたり940円
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、 片面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1 時間あたり460円 アリーナ照明料は片面使用の額とする。 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		350	350	350	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、 片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1
	卓球場		590	590	590	
	柔道場		590	590	590	
坂下体育館		—	820	820	820	1 照明料 1 時間あたり460円
坂下グラウンド		290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	290	590	590	—	
種蔵広場	グラウンド	290	590	590	—	
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、 片面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1 時間あたり460円 アリーナ照明料は片面使用の額とする。 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		350	350	350	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、 片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1
	卓球場		590	590	590	
	柔道場		590	590	590	

資 料

	剣道場		590	590	590	時間あたり 460円 体育室照明 料は半面使 用の額とす る。 卓球場・柔道 場・剣道場・ 会議室・トレ ーニング室使 用料に含 む。 3 公開使用 高校生以下・ 障がい者・70 歳以上は、 100 円 と す る。
	会議室		350	350	350	
	トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1 回につき100円			
	公開使用 (体育室・ 卓球場・柔 道場・剣道 場・トレー ニング室)		200	200	200	
釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照 明 料 1 時間あた り2,010円
山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
山田グラウンド	—	410	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り940円

	剣道場		590	590	590	時間あたり 460円 体育室照明 料は半面使 用の額とす る。 卓球場・柔道 場・剣道場・ 会議室・トレ ーニング室使 用料に含 む。 3 公開使用 高校生以下・ 障がい者・70 歳以上は、 100 円 と す る。
	会議室		350	350	350	
	トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1 回につき100円			
	公開使用 (体育室・ 卓球場・柔 道場・剣道 場・トレー ニング室)		200	200	200	
釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照 明 料 1 時間あた り2,010円
山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1 照 明 料 1 時間あた り460円
山田グラウンド	—	410	820	820	—	— — —

資 料

神岡東 グラウ ンド	—	410	820	820	—	
市営水 泳プー ル	河合プール	—	高 校 生 以 上 110円 中学生以下 60 円 幼児 無料		—	
	宮川プール					
	旭ヶ丘プー ル					
飛騨か わいス キー場	第2リフ ト、第3リ フト、第4 リフト及び 第5リフト	—	—	—	—	1 リフト券 (1) 1回券 <u>260円</u> (2) 12回券 <u>2,610円</u> (3) 午前券 <u>2,610円</u> (4) 午後券 <u>2,610円</u> (5) 1日券 <u>3,660円</u> (6) シーズ ン券 <u>31,420円</u> 2 リフト 券は各リフト 共通とし、 _____ _____ _____ 購入者本 人に限り有 効とする。

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算

神岡東 グラウ ンド	—	410	820	820	—	
市営水 泳プー ル	河合プール	—	高 校 生 以 上 110円 中学生以下 60 円 幼児 無料		—	
	宮川プール					
	旭ヶ丘プー ル					
飛騨か わいス キー場	第2リフ ト、第3リ フト、第4 リフト及び 第5リフト	—	—	—	—	1 リフト券 (1) 1回券 <u>300円</u> (2) 12回券 <u>3,000円</u> (3) 午前券 <u>3,000円</u> (4) 午後券 <u>3,000円</u> (5) 1日券 <u>4,100円</u> (6) シーズ ン券 <u>35,000円</u> 2 リフト券 は各リフト 共通とし、 午前券、午後 券、1日券、 シーズン券 は、購入者本 人に限り有 効とする。

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算

した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 公の施設の入館料

公の施設の名称	区分	入館料		備考
		個人	団体（20人以上）	
高原郷土館		円 200	円 160	1 高校生以下は無料とする。 2 障がい者の場合は、この表に定める額の20％に相当する額を割り引いた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する文化の日は全館無料とする。
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園		200	160	
共通（高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園）		300	－	
飛騨市美術館	常設展	200	160	
	企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額		

した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 公の施設の入館料

公の施設の名称	区分	入館料		備考
		個人	団体（20人以上）	
高原郷土館		円 200	円 160	1 高校生以下は無料とする。 2 障がい者の場合は、この表に定める額の50％に相当する額を割り引いた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する文化の日は全館無料とする。
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園		200	160	
共通（高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園）		300	—	
飛騨市美術館	常設展	200	160	
	企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額		

(第2条) 飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案				
本則・附則 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館					本則・附則 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料				
公の施設 の名称	区分		使用料			備考			
			午前	午後	夜間				
			8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00				
古川町公 民館	大会 議室	全面 (ステージ除 く)	円 2,790	円 3,190	円 3,190				
		半面A	1,380	1,580	1,580				
		半面B	1,410	1,610	1,610				
		ステージ	360	420	420				
	視聴覚室		570	660	660				
	研修2号室		670	770	770				
	研修 室3 号	全面	640	730	730				
		半面A	260	290	290				
		半面B	380	440	440				
	実習室		500	570	570				
	研修室 (和室) 1号		480	550	550				

河合町公 民館	研修室（和室）2号		350	400	400	
	研修室（和室）3号		350	400	400	
	児童室		260	290	290	
	第1研修室		480	550	550	
	第2研修室		340	390	390	
	第3研修室		400	450	450	
	高齢者研修室		260	300	300	
	婦人研修室		260	300	300	
	視聴覚室		390	440	440	
	図書室		280	320	320	
	相談室		390	440	440	
	調理実習室		470	540	540	
	大会 議室	全面（ステージ除 く）	1,660	1,900	1,900	
		ステージ	230	270	270	
宮川町公 民館	会議室1		480	550	550	
	会議室2		480	550	550	
	会議室3		480	550	550	

神岡町公 民館	ホー ル	全面（舞台含む）	3, 320	3, 800	3, 800
		舞台	1, 170	1, 340	1, 340
	料理教室		550	630	630
	和室 1		230	260	260
	和室 2		290	330	330
	和室 3		230	260	260
	作業室		330	380	380
	控室		340	390	390
	大会 議室	会議室 1	450	510	510
		会議室 2	450	510	510
		会議室 3	450	510	510
	小会議室		270	310	310

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

イ 公民館分館

公の施設 の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30-	13:00-	18:00-	
		12:00	17:00	22:00	

[illegible]

古川町千代の松原公民館	大会議室		全面（ステージ除く）	円 1,210	円 1,390	円 1,390	
			ステージ	200	220	220	
	中会議室			820	940	940	
	小会議室			330	380	380	
	中和室			420	480	480	
	小和室			130	140	140	
	教養室 1			180	210	210	
	教養室 2			180	210	210	
	第1会議室	全面	720	840	840		
		半面A	360	420	420		
		半面B	360	420	420		
第2会議室			270	310	310		
神岡町公民館釜崎分館	陶芸室			680	780	780	
	電気炉	素焼き	1回あたり730円				
		本焼き	1回あたり1,460円				

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算

[illegible]

した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) コミュニティ施設

公の施設の 名称	区分		使用料			備考
			午前	午後	夜間	
			8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室		円 730	円 830	円 830	
	第2研修室		730	830	830	
大無雁コミュニティセンター	集会室		600	690	690	
	調理室		190	220	220	
	研修室1		250	290	290	
	研修室2		300	350	350	
	和室		70	80	80	
	図書談話室		100	120	120	
西忍コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	660	750	750	
		ステージ	200	220	220	
	調理室		150	170	170	
	和室1		220	250	250	
	和室2		200	220	220	

(1) コミュニティ施設

公の施設の 名称	区分		使用料			備考
			午前	午後	夜間	
			8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室		円 730	円 830	円 830	
	第2研修室		730	830	830	
大無雁コミュニティセンター	集会室		600	690	690	
	調理室		190	220	220	
	研修室1		250	290	290	
	研修室2		300	350	350	
	和室		70	80	80	
	図書談話室		100	120	120	
西忍コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	660	750	750	
		ステージ	200	220	220	
	調理室		150	170	170	
	和室1		220	250	250	
	和室2		200	220	220	

宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	580	660	660	
		ステージ	160	190	190	
	調理室		200	220	220	
	研修室 1		250	290	290	
	研修室 2		300	350	350	
山之村地区多目的集会施設	会議室		170	200	200	
	小会議室（1 階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	
夢館	大会議室（2 階）		900	1,020	1,020	
	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
上村地区コミュニティ施設	和室小		170	200	200	
	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
神和荘	調理室		170	200	200	
	1 階 和室		170	200	200	
	1 階 台所		200	220	220	

宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	580	660	660	
		ステージ	160	190	190	
	調理室		200	220	220	
	研修室 1		250	290	290	
	研修室 2		300	350	350	
山之村地区多目的集会施設	会議室		170	200	200	
	小会議室（1 階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	
夢館	大会議室（2 階）		900	1,020	1,020	
	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
上村地区コミュニティ施設	和室小		170	200	200	
	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
神和荘	調理室		170	200	200	
	1 階 和室		170	200	200	
	1 階 台所		200	220	220	

	2階 和室		460	520	520	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	1,130	1,290	1,290	
		半面A	600	680	680	
		半面B	530	610	610	
		ステージ	120	140	140	
	中会議室		360	420	420	
	小会議室		240	280	280	
	和室 1		160	180	180	
	和室 2		190	220	220	
	身障リハビリ室		1人1回につき100円			

_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____	_____

	2階 和室		460	520	520	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	1,130	1,290	1,290	
		半面A	600	680	680	
		半面B	530	610	610	
		ステージ	120	140	140	
	中会議室		360	420	420	
	小会議室		240	280	280	
	和室1		160	180	180	
	和室2		190	220	220	
	身障リハビリ室		1人1回につき100円			
古川町コミュニティセンター	大会議室	全面（ステージ除く）	<u>円</u> 2,790	<u>円</u> 3,190	<u>円</u> 3,190	
		半面A	<u>1,380</u>	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	
		半面B	<u>1,410</u>	<u>1,610</u>	<u>1,610</u>	
		ステージ	<u>360</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	
	視聴覚室		<u>570</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	
	研修2号室		<u>670</u>	<u>770</u>	<u>770</u>	
	実習室		<u>500</u>	<u>570</u>	<u>570</u>	

[illegible]

	<u>小会議室</u>		<u>410</u>	<u>470</u>	<u>470</u>
	<u>2 階和室</u>		<u>370</u>	<u>430</u>	<u>430</u>
	<u>調理室</u>		<u>640</u>	<u>730</u>	<u>730</u>
	<u>研修 室 3 号</u>	<u>全面</u>	<u>640</u>	<u>730</u>	<u>730</u>
		<u>半面 A</u>	<u>260</u>	<u>290</u>	<u>290</u>
		<u>半面 B</u>	<u>380</u>	<u>440</u>	<u>440</u>
	<u>3 階和室 A</u>		<u>480</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
	<u>3 階和室 B</u>		<u>350</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
<u>3 階和室 C</u>		<u>350</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	
<u>河合町コ ミュニテ ィセンタ ー</u>	<u>児童室</u>		<u>260</u>	<u>290</u>	<u>290</u>
	<u>第 1 研修室</u>		<u>480</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
	<u>第 2 研修室</u>		<u>340</u>	<u>390</u>	<u>390</u>
	<u>第 3 研修室</u>		<u>400</u>	<u>450</u>	<u>450</u>
	<u>高齢者研修室</u>		<u>260</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
	<u>婦人研修室</u>		<u>260</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
	<u>視聴覚室</u>		<u>390</u>	<u>440</u>	<u>440</u>
	<u>図書室</u>		<u>280</u>	<u>320</u>	<u>320</u>

資料

[illegible]

	相談室		<u>390</u>	<u>440</u>	<u>440</u>
	調理実習室		<u>470</u>	<u>540</u>	<u>540</u>
	大会 議室	全面（ステージ除く）	<u>1,660</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>
		ステージ	<u>230</u>	<u>270</u>	<u>270</u>
宮川町コ ミュニテ ィセンタ ー	会議室 1		<u>480</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
	会議室 2		<u>480</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
	会議室 3		<u>480</u>	<u>550</u>	<u>550</u>
神岡町コ ミュニテ ィセンタ ー	ホー ル	全面（舞台含む）	<u>3,320</u>	<u>3,800</u>	<u>3,800</u>
		舞台	<u>1,170</u>	<u>1,340</u>	<u>1,340</u>
	料理教室		<u>550</u>	<u>630</u>	<u>630</u>
	和室 1		<u>230</u>	<u>260</u>	<u>260</u>
	和室 2		<u>290</u>	<u>330</u>	<u>330</u>
	和室 3		<u>230</u>	<u>260</u>	<u>260</u>
	作業室		<u>330</u>	<u>380</u>	<u>380</u>
	控室		<u>340</u>	<u>390</u>	<u>390</u>
	大会 議室	会議室 1	<u>450</u>	<u>510</u>	<u>510</u>
		会議室 2	<u>450</u>	<u>510</u>	<u>510</u>

資料

[illegible]

		<u>会議室 3</u>	<u>450</u>	<u>510</u>	<u>510</u>
	<u>小会議室</u>		<u>270</u>	<u>310</u>	<u>310</u>
<u>千代の松 原コミュニ ティセン ター</u>	<u>大会 議室</u>	<u>全面（ステージ除 く）</u>	<u>1, 210</u>	<u>1, 390</u>	<u>1, 390</u>
		<u>ステージ</u>	<u>200</u>	<u>220</u>	<u>220</u>
	<u>中会議室</u>		<u>820</u>	<u>940</u>	<u>940</u>
	<u>小会議室</u>		<u>330</u>	<u>380</u>	<u>380</u>
	<u>中和室</u>		<u>420</u>	<u>480</u>	<u>480</u>
	<u>小和室</u>		<u>130</u>	<u>140</u>	<u>140</u>
	<u>教養室 1</u>		<u>180</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
	<u>教養室 2</u>		<u>180</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
	<u>第 1 会議 室</u>	<u>全面</u>	<u>720</u>	<u>840</u>	<u>840</u>
		<u>半面 A</u>	<u>360</u>	<u>420</u>	<u>420</u>
		<u>半面 B</u>	<u>360</u>	<u>420</u>	<u>420</u>
	<u>第 2 会議室</u>		<u>270</u>	<u>310</u>	<u>310</u>
<u>釜崎コミ ュニティ センター</u>	<u>陶芸室</u>		<u>680</u>	<u>780</u>	<u>780</u>
	<u>電気炉</u>	<u>素焼き</u>	<u>1 回あたり 730 円</u>		
		<u>本焼き</u>	<u>1 回あたり 1, 460 円</u>		

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(4) 文化施設 略

公の施設 の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	
古川町保 健センタ ー分館	集団指導室	円 410	円 470	円 470	
	保健相談室	370	430	430	
	栄養指導室	640	730	730	

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) 高度情報センター 略

3 公の施設の附属設備使用料

公の施設の 名称	分類	種類又は品目	単位	使用料		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金ぴょうぶ	1 双	円 1, 100		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3, 300		

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(3) 文化施設 略

[illegible]

(5) 高度情報センター 略

3 公の施設の附属設備使用料

公の施設の 名称	分類	種類又は品目	単位	使用料		
				ホール	控室	大会議室
神岡町コミ ユニティセ ンター	舞台施設	金びょうぶ	1 双	円 1,100		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,300		

資 料

		たて型ピアノ	1 台		550	550
照明施設	音響施設	1 式	5, 500			
	照明施設	1 式	5, 500			
	スクリーン	1 式	550			

		たて型ピアノ	1 台		550	550
照明施設	音響施設	1 式	5, 500			
	照明施設	1 式	5, 500			
	スクリーン	1 式	550			

条例関係議案要旨

議 案 名	飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
担 当 部	教育委員会事務局
提 案 理 由	公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化、スポーツ施設、コミュニティ施設及び夜間照明施設の廃止等に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 (1) 学校開放施設における夜間照明施設の廃止 古城高等学校運動場夜間照明施設、飛驒神岡高等学校運動場夜間照明施設、飛驒市立河合小学校運動場夜間照明施設及び飛驒市立宮川小学校運動場夜間照明施設の廃止に伴い、本条例から削るもの。 (2) スポーツ施設の廃止 角川ゲートボール場及び宮川山村広場施設の廃止に伴い、本条例から削るもの。 (3) スポーツ施設夜間利用料の改正 夜間利用がない照明設備撤去済施設等の夜間使用料に関する事項を削るもの。 (4) 飛驒かわいスキー場リフト料金の見直し 人件費、物価高騰に対応したひだ流葉スキー場のリフト料金改正に伴い、飛驒かわいスキー場のリフト料金の見直しを行い、購入者本人に限り有効とされるリフト券の種類を、ひだ流葉スキー場と同様のリフト券に見直すもの。 (5) 文化施設における入館料の障がい者割引の引き上げ 飛驒市高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園及び飛驒市美術館における入館料の障がい者割引について、飛驒古川まつり会館及び飛驒の匠文化館の割引状況を踏まえ、割引率を20%から50%に引き上げるもの。 (6) コミュニティ施設の廃止 坂下生活改善センターの廃止に伴い、本条例から削るもの。 (第1条関係)

	(7) 公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化 市有の全公民館 6 施設及び古川町保健センター分館のコミュニティ施設化に伴い、本条例を見直すもの。 (第 2 条関係)																
市民への影響等	【市民への影響】 (1)(2)(3) 県立高等学校運動場夜間照明施設の利用に関しては引続き県への申請で利用可能。県立高等学校含め、市民利用はほぼないため、影響はない。 (4) 飛騨かわいスキー場利用者にとっては負担が増える。 (5) 入館する障がい者には有利となる改正 (6) 影響なし。 (7) 特になし。 【影響の規模】 (4) ・年間利用者 11,070人（令和 5 年度実績より） ・今回の改正による歳入増額 1,524千円（令和 5 年度実績より） (5) （参考）障がい者の入館者数 <table><tr><th>種類</th><th>施設</th><th>令和 5 年度 (人)</th></tr><tr><td rowspan="3">単館券</td><td>飛騨市高原郷土館</td><td>25</td></tr><tr><td>史跡江馬氏館跡公園会所・庭園</td><td>3</td></tr><tr><td>飛騨市美術館</td><td>2</td></tr><tr><td>共通券</td><td>飛騨市高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>36</td></tr></table>	種類	施設	令和 5 年度 (人)	単館券	飛騨市高原郷土館	25	史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	3	飛騨市美術館	2	共通券	飛騨市高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	6	合計		36
種類	施設	令和 5 年度 (人)															
単館券	飛騨市高原郷土館	25															
	史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	3															
	飛騨市美術館	2															
共通券	飛騨市高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	6															
合計		36															
施行日	(第 1 条) 令和 7 年 4 月 1 日 (第 2 条) 令和 7 年 7 月 1 日																
備考																	